

9

広告物の種類に応じて許可期間と許可申請手数料が定められています

許可期間と手数料

広告種別ごとの許可期間と手数料一覧

区分	期間		対象となる広告物	手数料		
				単位	金額	
許可	長期	3年以内	広告板・広告塔、屋上広告、壁面広告、塀広告物、電光掲示板等	1㎡までごと	480円	
			アーチ	1個	5,600円	
		1年以内	電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停標識利用広告物		1個	280円
			工事中仮囲い利用広告物		1㎡までごと	220円
			車体利用広告物	全体を利用するもの	1台	1,000円
				その他	1個	300円
	短期	2ヶ月以内	はり紙 ※	50枚までごと	280円	
			はり札 ※	10枚までごと	550円	
			広告旗 (のぼり旗)	1本	220円	
			立看板 ※	1個	280円	
			広告幕	1張	330円	
			アドバルーン	1個	1,500円	
届出	長期	3年以内	広告板・広告塔、屋上広告、壁面広告、塀広告物、電光掲示板、アーチ等 (ただし、交通標識など法令の規定により表示する広告物は届出不要)	手数料は不要 ▼参照18ページ 「届出が必要な場合」		
		1年以内	工事中仮囲い			
	短期	4ヶ月以内	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物			
		2ヶ月以内 ※	はり紙、はり札、広告旗 (のぼり旗)、立看板、広告幕、アドバルーン			
		1ヶ月以内	営利目的でない講習会・スポーツ大会・労働組合などの広告物、ポスター等			

※ 表面加工のない紙を使用したものは、1ヶ月以内となります

長期申請の場合の納付方法

■市から発行する納入通知書で群馬銀行高崎市役所出張所(本館1階)にて納付していただきます。

【納入通知書の郵送を希望する場合】

郵便料相当分の切手を貼り、返信先を記入した封筒を都市計画課景觀室に提出してください。

【群馬銀行高崎市役所出張所(本館1階)以外の金融機関で納付する場合】

入金確認に日数がかかるため、許可をお急ぎの際は、領収証書を都市計画課景觀室にFAXの上、電話連絡願います。

短期申請の場合の納付方法

■原則として現金で都市計画課景觀室窓口(本庁11階)にて納付していただきます。